名　称　松切鼻灯台
位　置
所在地　大分県佐伯市（松切鼻）
北　緯　三三―五三―五八
東　経　一三一―五九―四四
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・〇海里
二メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十五年十月十八日
名　称　大分港新日鐵住金主原料シーバース灯
位　置
所在地　大分県大分港（大分港鶴崎西防波堤灯台の西方約四・二キロメートル）
北　緯　三三―一六―二二
東　経　一三一―三七―五九
変更した事項
灯　質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光　度　実効光度一、五〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
記　事
イ　灯　質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
ロ　設置場所、光度及び光達距離　本灯の南西方約一四〇メートル　実効光度九二カンデラ　光達距離一〇・〇海里　高さ　平均水面上から灯火まで一二メートル　副灯三個は、本灯に同期している。
ハ　新日鐵住金株式会社大分製鐵所管理
変更年月日　平成二十五年十月十八日
名　称　安宅港口灯台
位　置
所在地　石川県小松市（梯川河口）
北　緯　三六―二五―一五
東　経　一三六―二五―〇五
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十五年十月十八日

○関東地方整備局告示第四百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、平成二十五年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　一三・六九～一四・七八メートル　〇・一二五キロメートル
後　一五・七四～一六・九三　〇・一二五
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

幸手市北二丁目三一七五番一〇地先から同市北二丁目三一四四番二まで

○関東地方整備局告示第四百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、平成二十五年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　二四・九四～五一・九九　〇・〇〇六キロメートル
後　二四・九四～五三・一六　〇・〇〇六
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

入間市高倉四丁目一八三番一から同市高倉四丁目一八五番一まで

○近畿地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

その関係図面は、平成二十五年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　一二・六〇～七四・〇〇　〇・一五六キロメートル
後　一一・四〇～六九・六〇　〇・一五六
(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

南丹市園部町上木崎町峠尻三〇番四地内

○近畿地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　南丹市園部町上木崎町峠尻三〇番四地内　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月四日

○九州地方整備局告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年九州地方整備局告示第十七号大村都市計画道路事業三・四・十九号池田沖田線（竹松工区）
三　事業施行期間　自平成二十三年二月四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十三年九州地方整備局告示第十七号の事業地のうち大村市鬼橋町、竹松町、沖田町地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし